# 法務総合研究所研修第二部　標準文書保存期間基準

令和7年4月1日改正

| 事　項 | | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 行政文書の具体例 | 分類例 | | | 保存期間 | 保存期間満了時の措置 | 参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 大分類 | 中分類 | 名称（小分類） | | | |
| 1 | 職員の人事に関する事項 | (1)職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯 | ①計画の立案に関する調査研究文書 | ・研修対象人員調べ<br>・地方研修の研修期間等<br>・地方研修の委嘱 | 研修二（職員研修） | 副検事研修・検察事務官研修・保護局関係職員研修 | 研修計画 | 3年 | 廃棄 | |
| | | | ②計画を制定又は改廃するための決裁文書 | 研修要綱に関する決裁文書 | 研修二（職員研修） | ・副検事研修<br>・検察事務官研修<br>・保護局関係職員研修 | 研修要綱 | | | |
| | | | ③職員の研修の実施状況が記録された文書 | ・研修実施計画<br>・研修員の推薦<br>・研修実施<br>・講師派遣<br>・研修の終了<br>・一斉考試の実施<br>・一斉考試結果等<br>・考査・表彰・昇給に関する文書<br>・考試問題<br>・地方研修の実施<br>・地方研修における講師派遣 | 研修二（職員研修） | 副検事研修 | ・第1次研修（新任実務教育）<br>・第2次研修<br>・第3次研修 | | | |
| | | | | | | 検察事務官研修 | ・管理研究科研修<br>・管理科研修<br>・統括捜査科研修<br>・高等科研修<br>・特別専攻科研修<br>・中核事務官研修<br>・地方研修<br>・一斉考試 | | | |
| | | | | | | 保護局関係職員研修 | ・管理研究科研修<br>・管理科研修<br>・高等科研修<br>・専修科研修<br>・中等科研修<br>・社会復帰調整官初任研修<br>・企画調整特別研修<br>・処遇強化特別研修<br>・社会復帰調整官専修科研修<br>・地方研修 | | | |
| | | | | | | 検察事務官研修 | ・地方研修（新型コロナウイルス感染症対策） | 3年 | 移管 | |
| | | | ④職員の研修の実施に使用する教材 | 出版裁定書 | 研修二（職員研修） | 図書 | 研修教材（印刷・出版） | | 廃棄 | |
| | | | | ・研修教材<br>・特別研修資料 | 研修二（職員研修） | 図書 | ・研修教材（名称〇〇）<br>・特別研修資料（名称〇〇） | 常用 | | |
| | | (2)職員の研修に関すること | 研修の実施等に必要な文書 | ・研修員履歴カード<br>・研修日誌<br>・研修・寮アンケート<br>・考試答案<br>・研修に関する事務連絡等<br>・謝金に関する決裁文書<br>・講師の旅費に関する決裁文書<br>・地方研修に関する照会・回答 | | | | 1年未満 | 廃棄 | |
| 2 | 文書の管理に関する事項 | 文書の管理等 | 行政文書ファイル等の保存期間及び保存期間満了時の措置等が定められた文書 | 標準文書保存期間基準の制定又は改廃に係る決裁文書 | 研修二（文書） | 標準文書保存期間基準 | 制定・改正（〇年度） | 10年 | 廃棄 | |
| | | | | 標準文書保存期間基準 | 研修二（文書） | 現行基準 | 法務総合研究所研修第二部標準文書保存期間基準 | 常用 | | |
| 3 | 他の局部課の所掌事務に関する照会・回答に関する事項 | 他の局部課からの照会に関すること | 他の局部課等からの照会に関する文書 | 回答に関する決裁文書 | | | | 1年未満 | 廃棄 | |

備　考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参酌しつつ、各職員において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。

# 法務総合研究所研修第二部　標準文書保存期間基準

令和7年4月1日改正

| 事　項 | 業務の区分 | 当該業務に係る行政文書の類型 | 行政文書の具体例 | 分類例 | | | 保存期間 | 保存期間満了時の措置 | 参考事項 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 大分類 | 中分類 | 名称（小分類） | | | |

（注）
　法律又はこれに基づく命令の規定により行政文書の保存期間が定められているものについては、参考事項欄に当該法令の名称を記載する。